

地域公共交通ネットワーク再編検討業務委託仕様書（案）

1 業務名

地域公共交通ネットワーク再編検討業務

2 業務期間

契約締結の日から2027年（令和9年）2月19日まで

3 業務の目的

人口減少などによる利用者減少や乗務員不足に伴い、地域公共交通の維持・確保が厳しくなる中、2024年（令和6年）3月に「福山・笠岡地域公共交通計画」を策定し、地域の特性や移動需要などに応じた「暮らしを支える質の高い地域公共交通サービスの実現」に向けて取り組んでいる。2024年（令和6年）7月に「福山・笠岡地域公共交通活性化協議会バス共創プラットフォーム」を設置し、「バスでどこ行く？運賃無料ウィーク」や移動需要を踏まえた新路線の実証運行などのバス利用者拡大実証事業を実施している。

本業務は、2024～2025年度に実施したバス利用者拡大実証事業の評価やバス路線の利用状況等の分析を行い、地域公共交通ネットワークの再編のめざす姿や方向性、めざす姿の実現に向けた今後の取組案を検討することを目的とする。

4 対象地域

福山市内全域

5 業務内容

（1）業務実施計画書の提出

業務概要、実施方針、実施工程、業務組織計画、打合せ計画、連絡体制等を記載した業務実施計画書を作成すること。

（2）過年度実証事業の評価

- ア 実施前後の市内全バス路線の利用者数などから、過年度実証事業がバス利用のきっかけや定着につながっているかを分析・評価すること。
- イ 年度によって運行便数が異なることから、利用者数の単純比較ではなく運行便数の増減を考慮するとともに、利用属性や時間帯の変化など多角的な視点で分析・評価すること。なお、分析・評価の項目・手法・考え方などは受注者から発注者に提案し、協議の上で決定すること。
- ウ 評価に当たっては、本年11月に最新のICOCAデータが反映予定の広島県モビリティデータ連携基盤ダッシュボードのほか、発注者が提供する過年度実証事業期間中の利用実績等を活用すること。

(3) バス路線の利用者数の集計・分析・評価

広島県モビリティデータ基盤ダッシュボードなどを活用し、市内全バス路線又は系統ごとに、バス利用者数、利用属性、乗降場所などを集計するとともに、分析・評価を行うこと。

(4) 地域公共交通ネットワークの再編検討

- ア (2) 及び (3) の結果を踏まえ、路線バスの運行を維持する路線（幹線・支線の区分を含む）と他交通モードへ転換する路線を分類し、地域公共交通ネットワークの再編案を作成するとともに、再編に当たっての考え方などを整理すること。検討に当たっては、人流データ、各エリアの将来人口、バス乗務員数などを踏まえるとともに、福山市立地適正化区域の都市機能誘導区域との整合を図ること。
- イ 他交通モードへ転換する路線については、立地や周辺環境などを踏まえて、乗合タクシーやパークアンドライドなどの代替手段を併せて整理すること。
- ウ 再編案と現状を比較し、幹線・支線の便数、交通空白地、利用者見込みなど、再編による効果及び再編前後での変化を整理すること。
- エ 路線配置に加え、データ分析の結果を踏まえた適正な運行ダイヤや乗継拠点のほか、道路環境や運行情報の発信手法などを含めて検討・提案すること。
- オ 再編案の最終形態から再編に要する年数などを見込み、必要に応じて5年後、10年後など段階的な再編案を作成すること。
- カ 再編案については、A0ポスター程度の大きさで可視化すること。また、発注者で編集可能な形式で作成すること。

(5) 再編に向けた今後の取組の提案

- ア (4) の再編案の実現に向けて、今後の実証事業を複数提案すること。
- イ 実証事業には、バス路線の見直し・新設のほか、乗合タクシー等の他交通モードへの転換なども含めて提案すること。
- ウ 実証事業を実施する背景（現状・課題など）や実施により見込まれる効果、再編案との関連性、スケジュールなどについて、分析データを基に整理すること。

6 打合せ協議

業務の実施に必要な協議を対面またはオンラインにて適宜行う。なお、初回及び納品時は対面で行う。

7 成果品

- ア 受注者は、次に掲げる成果物を紙媒体及び電子データ（加工可能なデータ形式）により、納品するものとする。なお、発注者の求めに応じて、中間報告を行うこと。
- イ 成果品の作成に当たっては、事前に校正・書式等の見本を提出し、発注者の承認を得ること。

No	成果品名称	提出期限
1	業務計画書	契約締結後速やかに
2	報告書	2027 年（令和 9 年）2 月 19 日
3	過年度実証事業の評価書	2027 年（令和 9 年）2 月 19 日 ※中間 2026 年（令和 8 年）10 月 16 日
4	バス路線の利用者集計・分析・評価書	2027 年（令和 9 年）2 月 19 日 ※中間 2026 年（令和 8 年）10 月 16 日
5	地域公共交通ネットワークの再編案	2027 年（令和 9 年）2 月 19 日 ※中間 2026 年（令和 8 年）11 月 30 日
6	今後の実証事業案	2027 年（令和 9 年）2 月 19 日 ※中間 2026 年（令和 8 年）11 月 30 日
7	本業務で作成したデータ・資料	2027 年（令和 9 年）2 月 19 日 ※中間 発注者の求めに応じて
8	国への報告などその他発注者が必要とするもの	2027 年（令和 9 年）2 月 19 日 ※中間 発注者の求めに応じて

8 成果品に対する責任の範囲

受注者は、本業務の完了後であっても、受注者の誤測、誤謬、不備等その他の瑕疵が発見された場合には、速やかに発注者の指示に従い、訂正をしなければならない。また、これに要する費用は、全て受注者の負担とする。

9 成果品の管理及び帰属

成果品の管理及び帰属は、全て発注者とし、受注者は発注者の承認なしに他に成果品を公表、貸与及び使用等をしてはならない。

10 業務履行の確認及び委託料の支払条件

委託料の支払いの請求にあたっては、前項に掲げる関係書類を提出し、完了検査を受けること。また、支払は業務完了後一括払いとし、受注者は完了検査を受けた後、委託料を請求すること。

11 秘密の保持

受注者は、本業務を通じて知り得た情報を契約の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

1 2 個人情報について

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守の上、個人情報の取扱いについては細心の注意を払うこと。本事業により知り得た個人情報については、本事業の終了後、すべて発注者へ提出するものとし、データ等については廃棄すること。

1 3 疑義

業務の遂行に関し、本仕様書に記載のない事項または疑義が生じたときは、発注者、受注者協議の上、解決するものとする。